

トルコ
特許規則

1998年12月12日改正

目次

- 第1部 目的，範囲，根拠及び定義
 - 第1条 目的
 - 第2条 範囲
 - 第3条 法的根拠
 - 第4条 定義

- 第2部 特許に係る様式事項
 - 第1章 特許出願及び様式上の要件
 - 第5条 特許出願及び付属書類
 - 第6条 出願日の付与
 - 第7条 願書
 - 第8条 明細書
 - 第9条 クレーム
 - 第10条 図面
 - 第11条 要約
 - 第12条 出願手数料の納付を証明する書類
 - 第13条 優先権書類
 - 第14条 用語及び記号
 - 第15条 発明の単一性
 - 第16条 分割出願
 - 第17条 条約優先権
 - 第2章 出願時に提出される書類の様式上の特性
 - 第18条 部数
 - 第19条 複製への適合性
 - 第20条 用紙サイズ
 - 第21条 余白
 - 第22条 頁番号
 - 第23条 行番号
 - 第24条 本文の書き方
 - 第25条 本文に含まれる図面，式及び表
 - 第3章
 - 第26条 方式要件の遵守に関する出願審査
 - 第27条 出願公開
 - 第28条 技術水準調査の請求
 - 第29条 書類の欠陥のために調査報告書が作成できないこと

- 第 30 条 無審査による特許付与制度内での所見
- 第 31 条 審査を伴う特許付与制度内での異議申立
- 第 32 条 審査請求及び手数料の納付
- 第 33 条 特許出願の実用新案登録出願への変更
- 第 34 条 特許出願ファイルの閲覧

第 3 部 特許出願及び特許に関する取引

- 第 35 条 契約によるライセンス
- 第 36 条 ライセンスを許諾する旨の特許所有者による提案
- 第 37 条 特許出願又は特許権の移転
- 第 38 条 特許出願又は特許権の相続又は担保としての提供
- 第 39 条 実施義務
- 第 40 条 実施の証明
- 第 41 条 庁に調停を請求するための手数料
- 第 42 条 保証金の額
- 第 43 条 強制ライセンスの許諾を求める請求及び保証金額
- 第 44 条 名称又は住所の変更
- 第 45 条 認証謄本
- 第 46 条 特許登録簿への登録及びその効力
- 第 47 条 手数料納付期間及び効力
- 第 48 条 年金

第 4 部 実用新案登録証の出願

- 第 49 条 方式要件遵守についての出願審査及び公開
- 第 50 条 庁の決定，実用新案登録証の交付及び公告
- 第 51 条 特許に係る規定の実用新案登録証への適用可能性

第 5 部 最終規定

- 第 52 条 廃止規定
- 第 53 条 施行
- 第 54 条 執行

第1部 目的，範囲，根拠及び定義

第1条 目的

本規則の目的は，発明活動を奨励し，技術的，経済的及び社会的発展の実現に寄与するために，特許又は実用新案証の付与により発明を保護することである。

第2条 範囲

本規則の対象は，工業所有権の範囲内で保護に適格と認められる発明に対し，特許又は実用新案登録証を交付するための原則，規則及び条件である。

第3条 法的根拠

本規則は，特許権の保護に係る法律第 551 号，パリ条約及び特許協力条約の規定に基づいて制定された。

第4条 定義

本規則の適用上，用語の意味を次のとおりとする。

- (a) 「庁」とは，トルコ特許庁である。
- (b) 「法律」とは，特許権の保護に関する 1995 年 6 月 24 日の法律第 551 号である。
- (c) 「調査報告書」とは，技術水準に関する調査報告書である。
- (d) 「手数料附則」とは，法律第 544 号第 6/f 条及び第 25 条によりトルコ特許庁が管理する手数料についての附則である。
- (e) 「パリ条約」とは，工業所有権の保護に関する 1883 年 3 月 20 日のパリ条約である。
- (f) 「公報」とは，特許公報である。
- (g) 「特許協力条約」とは，法律第 4115 号をもって承認し，加盟した，1995 年 7 月 7 日の国際特許出願制度を制定する条約である。
- (h) 「予備審査報告書」とは，特許協力条約の規定に基づき国際予備審査機関が作成する審査報告書である。

第2部 特許に係る様式事項

第1章 特許出願及び様式上の要件

第5条 特許出願及び付属書類

特許を取得するためには、次に掲げる書類をもって出願することを要件とする。

- (a) 願書
- (b) 発明を説明する明細書
- (c) 発明の要素であって、保護を請求するものに関するクレーム
- (d) 明細書及びクレームにおいて引用している図面
- (e) 要約
- (f) 出願手数料の納付に対する領収書

出願手数料の金額は、手数料附則に表示される。特許出願が有効となるためには、手数料附則に規定されている出願手数料を、出願時に、又は、追加通知を要することなく、遅くとも出願日から7日以内に納付しなければならない。当該期間内に納付しない場合は、出願を取り下げたものとみなされる。そのような状況下では、出願は初めから効力を有していなかったとみなされる。

英語、フランス語、ドイツ語による明細書、クレーム、要約に関し、法律第42条によって提出することが定められているトルコ語翻訳文を庁、又は庁により授権されている受理官庁へ提出することについて、1月の延長を請求するための手数料は、手数料附則に規定されるものとする。トルコ語翻訳文の提出について、更に3月の延長を請求することもできる。追加延長期間は、出願と同時に又は最初の1月の延長期間が満了するまでに請求しなければならない。所定期間内にトルコ語翻訳文を提出しなかった場合、及び手数料附則に規定の手数料を納付しなかった場合は、出願は拒絶される。拒絶された出願は、初めから効力を有していなかったとみなされる。

特許協力条約第22条及び第39条に規定される出願(写し)を提出するための20月及び30月に加え、3月の延長が許可されるものとする。延長期間内にする出願の提出については、手数料附則に規定の出願手数料に50%の割増手数料を付加して納付しなければならない。

第6条 出願日の付与

特許出願は、第5条第1段落(a)、(b)、(c)、(d)及び(e)に規定の書類が、庁、又は庁により授権された官庁に提出された日、時間、分の時点で出願日を付与されるものとする。

第7条 願書

願書は、次に掲げる事項を含むものとする。

- (a) 発明の名称
- (b) 出願人に関する情報、すなわち、名称、国籍、住所、郵便番号、電話番号、ファックス番号、国名
- (c) 代理人が任命されている場合は、代理人に関する情報、すなわち、名称、国籍、住所、郵便番号、電話番号、ファックス番号、国名

- (d) 出願人又は代理人の参照番号
- (e) 優先権が主張されている場合は、優先権の基礎とする出願に関する情報、すなわち、出願国、日付及び番号
- (f) 発明者に関する情報、すなわち、名称、国籍、住所
- (g) 出願人が発明者でない場合は、出願権がどのような方法で取得されたかについての宣言
- (h) 出願が、先の日付を有する特許出願若しくは実用新案出願、又は特許証若しくは実用新案証に関連する場合は、当該先の出願又は登録証に関する情報、すなわち、日付、番号、分割出願、追加特許
- (i) 明細書、要約及び図面の頁数、クレームの数
- (j) 日付及び出願人又は代理人の署名
- (k) 国際分類による分類記号

第8条 明細書

明細書は、発明の主題に係る技術分野の熟練者がその発明を実施することができる程度に明瞭かつ詳細に起草しなければならない。特許の対象である発明のすべての要素は、何ら隠すことなく開示しなければならない。明細書は、次に掲げる欄から構成しなければならない。

(a) 発明の名称。明細書は、願書に表示の発明の名称をその標題とする。発明の名称は、発明を表現するものであって、商標そのものの用語を含んでいてはならない。当該名称は、2語から7語までの語から成るものが望ましい。

(b) 発明が関係する技術分野及び技術水準。明細書は、発明が関係する技術分野を述べる。発明の審査、調査及び理解を可能にするために、国内的及び国際的の双方の類似の発明を詳細に説明する。更に、明細書は、関連文献を参照することにより、保護を求める発明と他国で付与されている他の特許との相違を詳細に説明し、比較することができるようにする。技術水準は、発明の審査、調査及び理解において有益であろうと出願人が知っている限りにおいて説明し、また、先行技術に係る文献を表示することが望ましい。

(c) 発明により解決する技術的課題。発明による解決を意図する技術的課題を説明する。本欄は、技術的課題及びその解決方法を、技術的課題として明示的に言及していない場合であっても、分かり易く説明し、また、発明の優越性があればそれを技術水準を参照することにより述べる。

(d) 図面がある場合はその説明。個々の図面を簡潔に説明し、図面に表示したすべての部分の番号及び名称を説明する。

(e) 発明の説明。本欄において、発明を、図面がある場合は図面を参照することより、説明する。部分及びその機能の説明において、図に係る番号は括弧内に表示する。本欄において、発明を疑いの余地なく誤解を招かないように詳細に開示する。

仕組、操作その他の技術的特徴に係る情報は何ら開示を控えないものとする。保護を求める発明に係るすべてが、発明に係る情報の広範な伝播を実現するために極めて多面的に開示される。

(f) 発明の産業上の利用の態様。本欄は、発明が産業に活用される態様を説明する。

第9条 クレーム

出願は、1又は2以上のクレームを含むことができる。クレームは、保護を求める発明の要

素を定義する。

各クレームは、明瞭簡潔でなければならない。クレームは明細書を根拠とする。クレームは、明細書に開示した発明の内容を超えることができない。

クレームは、発明の主要概念を考慮した上で発明の要素を詳細に表示するために十分な数により構成し、連続番号を付す。

クレームにおいて、発明は、達成が望まれる目標として定義してはならない。

クレームは、明細書及び図面の引用に依存することによって説明するものであってはならず、「明細書の．．．部分に述べるように」又は「図面の図．．．に示されるように」などの引用によって説明するものであってはならない。

出願が図面を含む場合は、クレームに記載の技術的特徴には、当該技術的特徴を参照する記号を後ろに続けて記載するものとする。記号を使用する場合は、当該記号を括弧に入れるものとする。

独立クレームにおいては、発明の主要特徴のすべてを述べなければならない。

独立クレームは、発明の技術的属性を明瞭に表示するために必要な場合は、1 又は 2 以上の従属クレームを伴うことができる。

従属クレームは、それが従属するクレームのすべての特徴を含まなければならない。可能なときは、従属クレームの記述の冒頭において独立クレームを引用するものとし、また、保護を望む補充的特徴を説明しなければならない。先のクレームを引用する従属クレームのすべては、できる限り、ひとまとめにするものとする。

クレームは、クレームする主題を定義するために必要な発明の技術的特徴を説明する部分を含むものとするが、保護を受けるために説明する技術的特徴を簡潔な方法で説明する部分を組み合わせる場合は、「により特徴付けられる」、「を特徴とする」などの語句を使用するものとする。

クレームの最終頁には、出願人又はその代理人が署名し、日付を付さなければならない。

第 10 条 図面

発明の主題である機械、設備、製品又は方法についての説明が図面を必要とする場合、当該図面は、次に説明するとおり作成するものとする。

工程表及び図表は、図面と認められる。

図面は文言を含まないものとするが、明瞭化するために不可欠な場合は、水、水蒸気、開、閉、AB の切断面などの単語若しくは語句、又は電気回路、ブロックダイアグラム若しくは工程図表の場合における短い表現を理解を高めるために使用することができる。

図、重要部分は、明細書に現れる順番に連続して番号を付す。

発明に関して必須でない限り、尺度は図面に表示しないものとする。例外的に尺度を表示する場合は、尺度は技術図示規則に従うものとする。

図面は、恒久性の黒色インクを使用し、色彩を使用せず、輪郭のはっきりした線と濃暗色の筆致で作成するものとする。

切断面は、図の参照記号及び線の読み取りを害さない並行斜線で描くものとする。

図面の大きさ及び作図の明瞭性は、2/3 倍に縮小して写真複写をした場合、すべての細部が容易に識別できるようなものとする。

図面のすべての線は、製図用具を使用して引くものとする。

数字及び文字は、タテ 0.32cm 以上とする。図面に文字表記をする場合、専門の分野に関しては、ローマ字及びギリシャ文字を使用するものとする。

1 頁に複数の図を含むことができる。1 つの完全図が 2 以上の頁に描かれる複数の図から構成される場合は、頁における図の配置は、複数頁をまとめ合わせることによって、異なる頁に現れる何れの図の何れの部分も隠すことなく、完全な図が組み立てられるようにする。

1 頁又は複数頁上の個々の図は、望ましくは縦向きで、不必要な間隔を置くことなく、相互に明瞭に分離して提示するものとする。図が縦向きに配置できない場合は、図はその上端を用紙の左側に位置させて横向きに提示するものとする。

明細書に使用しない参照記号は、図面に記載しないものとし、図面に使用しない参照記号は、明細書に記載することができない。

参照記号を使用する場合は、同一の特徴は、出願全体を通じて、同一の参照記号により表示するものとする。

多数の参照記号を図面に使用する場合は、明細書の後でクレームの前に別紙を添付し、すべての参照記号及びそれらの記号により表示する特徴を列挙するものとする。

個々の図面頁に、図面頁合計数とその頁番号を表すものとする。

図面の各頁には出願人又は代理人が署名し、日付を付さなければならない。

出願人は、要約と共に公表する図面であって、先行技術を構成するものではないものの番号を願書に表示しなければならない。

第 11 条 要約

要約は、技術情報を提供する目的でのみ利用する。要約は、他の目的に使用することはできず、特に、求める保護の範囲を解釈するために使用することはできない。要約は特に、保護の範囲及び技術水準を定義するために使用することはできない。

要約は、明細書、クレーム及び図面に開示した基本的要素を記載し、発明が関係する技術分野を指定するものとする。要約は、技術的課題、発明が目指す課題解決の要旨及び発明の主要用途を、明瞭に理解させるものとする。

必要な場合は、出願に含まれるすべての化学式の中で発明の特徴を最も良く示す化学式を要約に記載するものとする。

要約は、開示する上で可能な限り簡潔なものにしなければならない。要約は、その語数を 50 語から 100 語までとすることが望ましい。

要約は、推定される長所、又はクレームする発明若しくは不確かな用途の価値に係る宣言を含まないものとする。

要約に掲載し、図によって示した重要な各技術的特徴は、参照記号を後ろに続けて記載し、当該記号は括弧に入れるものとする。

第 12 条 出願手数料の納付を証明する書類

出願手数料及び税金は、出願日又は、追加通知を要することなく、遅くとも出願日から 7 日以内に納付しなければならない。また、当該税金及び手数料の納付を証明する領収書の原本を、庁に提出しなければならない。

第 13 条 優先権書類

優先権を主張する場合は、優先権を生じさせる先の出願の受理官庁が属する国から取得された優先権書類の謄本及びその同定を記載する部分のトルコ語翻訳文を、出願時に又は出願日から 3 月以内に提出しなければならない。

前段落に記載する書類を所定期間内に提出しない場合は、出願は優先権を有していないものとして処理される。

第 14 条 用語及び記号

次に掲げる用語及び記号を出願に使用するものとし、用語及び記号は一貫して使用しなければならない。

(a) 重量及び寸法の単位は、メートル法で表記するか、又は、最初に別の方法で表記した場合は、併せてメートル法でも表記するものとする。

(b) 温度は、摂氏で表記するか、又は、最初に別の方法で表記した場合は、併せて摂氏でも表記するものとする。

(c) 熱、エネルギー、光、音及び磁気作用の表示を使用する際に、並びに、数式及び電気単位の表示を使用する際も、国際規則に従うものとする。化学式については、原子量、分子式及び一般に使用する記号を使用するものとする。

(d) 一般に認められる専門用語、記号及び符号のみを用いることを原則とする。

第 15 条 発明の単一性

法律第 45 条第 1 段落の規定を満たさない出願は、庁の請求を受けて、別個の出願に分割するものとする。

庁は、必要な変更をするために出願人に 6 月を許容するものとする。

第 16 条 分割出願

第 15 条により分割された出願から生じる各分割出願は、原出願の範囲内にとどまることを条件として、その出願日として原出願の出願日が付与されるものとする。優先権を主張している場合は、優先権は分割した出願にも及ぶものとする。

分割出願の出願人はその出願日に、技術水準調査が行われるよう庁に請求するものとし、手数料回報に規定されている手数料を請求日から 3 月以内に納付しなければならない。

出願人が技術水準調査を請求しないか、又は本条の規定による調査手数料を納付しない場合は、その出願は取り下げたとみなされる。

第 17 条 条約優先権

パリ条約に基づく優先権は、請求によってのみ享受することができる。

優先権主張をするための 12 月の期間は、最先出願の出願日から起算するものとする。出願日当日はこの期間に含まれない。

当該期間の最終日が、トルコの国民休日である場合、又は庁が出願を受領しない日と重なった場合は、当該期間は翌日の就業時間の終了まで延期されるものとする。

第2章 出願時に提出される書類の様式上の特性

第18条 部数

庁に提出する書類は、次に掲げるとおりとする。

- (a) 願書 1 通
- (b) 明細書 3 通
- (c) クレーム 3 通
- (d) 図面 3 通
- (e) 要約 3 通

第19条 複製への適合性

出願のすべての書類，すなわち，願書，明細書，クレーム，図面及び要約は，写真，静電的方法，写真オフセット及びマイクロフィルムで複数の直接複製を許容するような形で提示されるものとする。

用紙は，折り畳まず，穴，シワのないものとする。

各用紙は，片面のみを使用するものとする。

出願の各書類，すなわち，願書，明細書，クレーム，図面及び要約は，新しい頁から始めるものとする。

出願の全ての用紙は，通読が容易であり，複写目的のために用紙の取り外し及び綴り戻しも容易であるような方法で綴じるものとする。

第20条 用紙サイズ

出願のすべての書類，すなわち，願書，明細書，クレーム，図面及び要約は，A4(29.7cm×21cm)サイズの用紙を使用して作成するものとする。

第21条 余白

明細書，クレーム及び要約を記載する用紙の最小の余白は，上端 2cm，左端 2.5cm，右端 2.5cm，下端 2cm とする。最大の余白は，上端 4cm，左端 4cm，右端 3cm，下端 2cm とすることが望ましい。

図面を記載する用紙については，使用することができる領域は 26.2cm×17.0cm とする。用紙の使用することができる領域又は使用した領域の周囲には枠を記載してはならない。最小の余白は，上端 2.5cm，左端 2.5cm，右端 1.5cm，下端 1.0cm とする。

第22条 頁番号

出願の要素の全ての頁は，明細書，クレーム及び要約の順で連続番号を付すものとする。

頁番号は，用紙の上端又は下端の余白の中央に付すものとする。

第23条 行番号

明細書の各用紙及びクレームの各用紙は，5 行目毎に番号を付すものとし，当該行数番号は，左側余白の右半分に付すものとする。

第 24 条 本文の書き方

願書，明細書，クレーム及び要約は，タイプ印書又はコンピュータ印刷によるものとする。必要な場合は，図式記号及び符号，化学式又は数式，中国語及び日本語の一定の文字に限り，手書することができる。

本文のタイプ又は印刷の行間スペースは，1.5 とする。

本文の内容はすべて暗色系の恒久性のある色でタイプするものとし，使用文字は大文字がタテ 0.21cm 以上でなければならない。

第 25 条 本文に含まれる図面，式及び表

願書，明細書，クレーム及び要約には，図面を含めてはならない。

願書，明細書，クレーム及び要約には，化学式及び数式を記載することができる。

明細書及び要約には，表を記載することができる。クレームには，クレームの主題に関して表を使用することが有用である場合にのみ，表を使用することができる。

表及び化学式又は数式を用紙上にタテに満足に配置することができない場合は，用紙上に横に配置することができる。表及び化学式又は数式が横に配置される用紙では，配置の仕方は，表又は式の上端が用紙の左側になるようにして提示するものとする。

第 3 章

第 26 条 方式要件の遵守に関する出願審査

出願日が確定したとき，庁は，法律第 42 条から第 52 条まで及び本規則第 5 条，第 7 条，第 8 条，第 9 条，第 10 条，第 11 条，第 12 条，第 13 条，第 14 条及び第 15 条に規定の方式要件の遵守に関し，並びに，第 18 条から第 25 条までに規定の様式上の特性につき，出願を審査するものとする。

庁は，出願の主題が法律第 6 条及び第 10 条の規定を満足しているか審査し，出願の主題が，特許できない主題及び発明の範囲にあるか否か，及び産業上利用できるか否かを決定するものとする。出願が新規性又は産業上の利用可能性という特性を欠いていることが明白であり，疑義がないと庁が認定したときは，出願人は意見書を提出するために 3 月が許容される。

庁は，出願人の意見を検討した上で最終決定を行うものとする。当該決定が否定的なものである場合は，庁は出願を拒絶し，当該拒絶についての正当化事由を提供するものとする。

審査の結果，出願が法律第 53 条の規定内で方式要件につき欠陥を有すること，又は発明の主題が特許を受けることができない発明の範囲にあることが明らかになった場合は，審査を停止し，出願人には，3 月以内に欠陥を修正すること又は庁に異論を提出することが請求される。

出願人は，手続のこの段階で，クレームを補正すること，又は出願を新たな分割出願にすることができる。

庁は，特許を受けることができないとする庁の決定に対する異論が承認されなかった場合，又は欠陥が本規則の規定に準じて修正されなかった場合は，出願をクレームの一部又は全部について拒絶するものとする。

本条の規定による審査が終了したときに，方式要件に係る欠陥が見られなかった場合，又は欠陥が本規則の規定内で修正されている場合は，法律第 56 条第 3 段落の規定により，技術水

準調査を庁の通知を受けてから 1 月以内に請求すべき旨が出願人に通知されるものとする。ただし、当該請求がそれ以前に行われている場合は、この限りでない。特許出願の審査段階で、特許が請求されている発明の一部又は全部が変更された場合は、出願日は当該変更が提出された日とする。

第 27 条 出願公開

庁は、出願日から、又は優先権が主張されている場合は優先日から、18 月の期間が終了したときに、公報に出願を公開するものとする。

公開された出願は、公報で定期的に発表され、公開には、次に掲げる事項を掲載するものとする。

- (a) 出願日及び出願番号
- (b) 出願人の名称、国籍及び住所
- (c) 発明者の名称、国籍及び住所
- (d) 指名されている場合は、代理人の名称及び住所
- (e) 発明の名称
- (f) 優先権に係る国、日付及び番号
- (g) 発明の分類記号
- (h) 要約
- (i) 明細書
- (j) クレーム
- (k) 図面

第 28 条 技術水準調査の請求

出願人は、出願日から、又は優先権を主張している場合は優先日から、15 月以内に庁に技術水準の調査を請求し、当該請求日から 3 月以内に手数料回報に規定の手数料を納付しなければならない。

前段落に規定の期間が、法律第 54 条第 6 段落に規定の通知時に満了している場合は、出願人は、当該通知受領後 1 月以内に技術水準の調査を請求し、手数料附則に規定の手数料を納付しなければならない。

出願人が、本条に規定されている技術水準調査請求を行わない、又は、その手数料を納付しない場合は、出願は取り下げたとみなされる。

追加特許出願について技術水準調査の請求を行うことができるのは、当該請求が主特許出願に係る請求と同時にを行う場合、又は、先の追加特許出願について調査が実行されているか若しくは請求済である場合に限るものとする。第 1 段落から第 4 段落までの規定は、追加特許についても適用するものとする。

第 29 条 書類の欠陥のために調査報告書が作成できないこと

明細書又はクレームに係る欠陥が調査報告書の起草を不可能にしている場合は、当該欠陥を修正するために 3 月が許容されるものとする。当該期間内に欠陥を修正しない場合は、出願は拒絶されるものとする。部分的欠陥の場合は、調査報告書は欠陥のないクレームにつき作成されるものとする。

第 30 条 無審査による特許付与制度内での所見

第三者は、法律第 60 条の規定により、調査報告書の公開後 6 月以内に、その者の所見を次に掲げる事項を記載し、庁に提出することができる。

- (a) 出願が公開された公報の日付及び番号
- (b) 所見に係る証拠書類
- (c) 所見を提出する当事者の名称及び住所

第 31 条 審査を伴う特許付与制度内での異議申立

第三者は、法律第 62 条の規定により、調査報告書の公開後 6 月以内に調査報告書に対する異論を提出することができる。異議申立書には次に掲げる事項を同封するものとする。

- (a) 出願が公開された公報の日付及び番号
- (b) 異議申立に係る証拠書類
- (c) 異議申立を提出する当事者の名称及び住所

第 32 条 審査請求及び手数料の納付

審査を伴う特許を取得するためには、法律第 57 条の規定により調査報告書が公開された上で、公開日から 6 月以内に、出願人は庁に対し、十分に定義されている発明が新規性を有する発明であること及び進歩性を有していることを決定するために、実体審査をするよう請求しなければならない。

審査が開始される前には、第三者が行う 6 月の異議申立期間が満了していなければならない、また、手数料回報に規定の手数料が納付済でなければならない。審査手数料は、当該所定期間内にいつでも納付することができる。審査請求をせず、又は手数料を納付しない場合は、出願は無審査特許付与制度内で評価され、処理されるものとする。

第 33 条 特許出願の実用新案登録出願への変更

次に掲げる条件に従うことを条件として、出願人は、出願の主題が実用新案登録証の付与により保護を受けることを請求することができる。

- (a) 無審査による特許付与制度の下では、当該請求は、調査報告書に係る意見書を提出するための法律第 60 条第 1 段落に規定の期間満了を最終期限として、提出することができる。
- (b) 審査を伴う特許付与制度の下では、当該請求は、庁により行われる審査に対する意見書又は異議申立書を提出するための法律第 62 条第 4 段落に規定の期間満了までに提出することができる。

変更の結果、特許出願の主題に対して実用新案登録証の範囲内で付与される保護は、最初の出願の出願日から、又は優先権が主張されている場合は優先日から、有効とする。

庁は、法律第 54 条及び本規則第 26 条による審査が終了した後、特許出願の実用新案登録出願への変更を検討するよう、出願人に提案することができる。出願人は、自由にこの提案の受諾又は拒絶の何れかを選択することができる。出願人が庁の提案に変更請求をもって応答しない場合は、提案は拒絶されたとみなす。その場合は、出願の主題の処理に係る手続は、特許付与手続の枠内で続行するものとする。

出願人が、特許の代わりに実用新案登録証の取得への変更を請求する場合は、出願人は、その出願が実用新案登録出願に変更されたものとして処理される旨通知され、そのための必要

書類を提出するよう請求されるものとする。出願人は、当該書類の提出に 3 月を許容されるものとする。

出願人が所定の期間内に請求された書類を提出しなかった場合は、変更を請求しなかったとみなされ、出願は特許出願として処理されるものとする。

庁の決定は、それが出願公開の後にされた場合でも、公報に掲載されるものとする。

第 34 条 特許出願ファイルの閲覧

特許出願又は特許に係るファイルは、出願公開後、次に掲げる制約の範囲内で、かつ、庁職員の監視の下で、閲覧することができる。

- (a) 閲覧は、庁構内のみですることができる。
- (b) 庁内部の連絡事項は閲覧の対象にしてはならない。
- (c) 閲覧を請求している第三者の身元は、公表してはならない。
- (d) 強制ライセンス及び従業者発明に係る書類及び通信は閲覧の対象にしてはならない。
- (e) 年金納付の有無を照会する者の身元は、公表されない。
- (f) 特許出願又は特許ファイルの閲覧請求当事者の身元及び請求内容は、公表してはならない。

第3部 特許出願及び特許に関する取引

第35条 契約によるライセンス

特許出願又は特許(の発明)を実施する権利は、トルコ国領域の一部又は全部に対して有効なライセンス許諾の対象とすることができる。

ライセンス契約を特許登録簿に登録するためには、次に掲げる書類を添付して、庁に申請しなければならない。

- (a) 申請書
- (b) 当事者により署名されたライセンス契約書。当該署名には認証を必要とする。
- (c) 特許証原本又は、特許証原本を提出することができないときは、特許証の認証謄本の交付申請書
- (d) 手数料附則に規定の税金及び手数料が納付済であることの証拠書類
- (e) 委任状

手数料附則に規定の手数料は、特許登録簿へライセンス契約が登録される前に納付しなければならない。

第36条 ライセンスを許諾する旨の特許所有者による提案

特許所有者が法律第96条の規定による特許の実施をしていない場合、特許所有者は庁に宣言書を提出し、その発明の実施に関心を有する者にライセンスを許諾する旨の提案(以下「ライセンス提案」と略記することがある。)をすることができる。

法律第12条の訴訟により特許所有者の変更が生じた場合は、先のライセンス提案は、特許登録簿への新たな特許所有者の登録によって取り下げられたとみなされる。

庁は、特許登録簿にライセンス提案を登録し、当該提案を公開するものとする。手数料附則に規定の手数料は、当該提案が特許登録簿に登録される前に納付されなければならない。ライセンス提案は、公衆の閲覧に供されるものとし、庁は、その様な閲覧を可能にするために必要な手段を講ずるものとする。

特許所有者は、特許所有者に対して請求がされていない限り、いつでもその提案を取り下げることができる。取下は、取下請求が庁に提出された日に効力を生じるものとする。

排他的ライセンスとしてのライセンス提案が特許登録簿に登録されている場合は、特許所有者は他人に対して重複提案を行うことができない。

ライセンス提案に基づいて取得されたライセンスに係る発明の実施権者は、非排他的実施権者とみなされるものとし、本条の規定に基づいて許諾されたライセンスは、法的には、契約によるライセンスであるとみなされる。

ライセンス提案の提出後に行う排他的ライセンスの特許登録簿への登録請求は、ライセンス提案を取り下げしていない場合、又は当該取下が受理されていない場合は、受理されないものとする。

第37条 特許出願又は特許権の移転

特許出願又は特許権は、他人に移転することができる。

移転を特許登録簿に登録するためには、次に掲げる書類を添付した申請書を庁に提出しなければならない。

- (a) 申請書
 - (b) 譲渡人及び譲受人の双方により署名された移転契約書。当該署名については認証を必要とする。
 - (c) 特許証原本，又は特許証原本を提出することができないときは，特許証の認証謄本の交付申請書
 - (d) 手数料附則に規定の税金及び手数料が納付済であることを証明する書類
 - (e) 委任状
- 手数料附則に規定の手数料は，移転が登録簿に登録されるまでに納付しなければならない。

第 38 条 特許出願又は特許権の相続又は担保としての提供

特許出願又は特許権は，相続の目的とすること，又は担保として提供することができる。相続による移転又は担保明細を特許登録簿に登録するためには，次に掲げる書類を添付した申請書を庁に提出しなければならない。

- (a) 相続による移転の登録をする場合
 - (1) 申請書
 - (2) 相続に関する裁判所決定
 - (3) 特許証原本，又は特許証原本を提出することができないときは，特許証の認証謄本についての交付申請書
 - (4) 手数料附則に規定の税金及び手数料が納付済であることを証明する書類
 - (5) 委任状(該当する場合)
- (b) 担保提供の登録をする場合
 - (1) 申請書
 - (2) 担保契約書
 - (3) 特許証原本，又は特許証原本を提出することができないときは，特許証の認証謄本についての交付申請書
 - (4) 手数料が納付済であることを証明する書類

手数料附則に規定の手数料は，相続による移転又は担保としての提供が登録簿に登録されるまでに納付しなければならない。

第 39 条 実施義務

特許所有者，又は特許所有者により授権されている者は，特許を実施する義務を負う。

実施義務は，特許付与の発表が関連する公報に公告されてから 3 年以内に，発明を実施することによって実現しなければならない。

実施の評価をするときは，市場条件が考慮されるものとする。地域ごとに必須とされることのあるライセンス許諾，基準への適合，新規導入事項等の達成目標的内容である技術的，経済的，法的理由は，特許の実施が不可能であることの有効な釈明として承認されるものとする。特許発明実施の障害として承認される事由は，特許所有者の意志及び支配が及ばない理由である。特許実施不可能の正当な理由に関する情報及び書類は，特許交付が関連公報において広告されてから 3 年以内に，特許登録簿への登録のために，特許所有者が庁に提出しなければならない。当該登録のためには，手数料附則に規定の手数料を納付しなければならない。

第 40 条 実施の証明

特許所有者又は特許所有者により授権されている者が作成する公式書類は、庁に対して実施を証明するための特許の利用に関する宣言を記載しなければならない。また、関連する事業団体、商工会議所その他の関連機関による認証を受けなければならない。輸入の場合は、輸入証明書が実施に係る証明書となる。

第 1 段落に記載の認証についての再認証は要件としないものとする。

実施証明書には、特許日、特許番号、発明の名称、実施開始日、宣言する者の名称、住所及び署名、並びに発行日を記載しなければならない。

実施証明書及び輸入証明書は、特許登録簿に登録するものとする。手数料附則に規定の手数料を当該登録前に納付しなければならない。

第 41 条 庁に調停を請求するための手数料

法律第 104 条第 2 段落に規定の調停の請求に係る手数料は、庁が個々の事件につき、請求の特徴、要求事項、主張事項に関する評価基準に基づいて個別に決定するものとする。

第 42 条 保証金の額

第 107 条第 2 段落(3)に規定の保証金の額は、庁が個々の事件につき、請求の特徴、要求事項、主張事項に関する評価基準に基づいて個別に決定するものとする。

第 43 条 強制ライセンスの許諾を求める請求及び保証金額

第 108 条第 3 段落(b)に規定の保証金の額は、庁が個々の事件につき、請求の特徴、要求事項、主張事項に関する評価基準に基づいて個別に決定するものとする。

第 44 条 名称又は住所の変更

特許出願人又は特許所有者の名称又は住所に変更が生じたときは、当該変更を特許登録簿に登録するために、次に掲げる書類を添付した申請書を庁に提出しなければならない。

(a) 名称変更を登録する場合

(1) 申請書

(2) 名称変更を証明する書類

(3) 特許証原本又は、特許証原本を提出することができないときは、特許証の認証謄本についての交付申請書

(4) 手数料附則に規定の税金及び手数料が納付済であることを証明する書類

(5) 委任状

(b) 住所変更を登録する場合

(1) 申請書

(2) 住所変更を証明する書類

(3) 特許証原本又は、特許証原本を提出することができないときは、特許証の認証謄本についての交付申請書

(4) 手数料附則に規定の税金及び手数料が納付済であることを証明する書類

(5) 委任状

手数料附則に規定の手数料は、名称又は住所の変更を特許登録簿に登録するまでに納付しな

ければならない。

第 45 条 認証謄本

特許所有者又は第三者は、特許証の認証謄本の交付を請求することができる。そのためには、手数料附則に規定の手数料を納付しなければならない。

第 46 条 特許登録簿への登録及びその効力

出願及び特許は、次に掲げる事項を含め、特許登録簿に登録される。

- (a) 出願番号
- (b) 特許番号
- (c) 出願の日、時間、分
- (d) 公告(公開)日
- (e) 公告(公開)番号
- (f) 特許交付日
- (g) 出願人又は特許所有者の名称、国籍及び住所
- (h) 発明の名称
- (i) 発明の分類記号
- (j) 優先権に係る日付、国及び番号
- (k) クレーム数、明細書及び図面の頁数
- (l) 保護期間
- (m) 実施証明書
- (n) 年金
- (o) 移転、ライセンス許諾、名称又は住所の変更、譲渡、執行及び類似する他の、任意又は強制による行為
- (p) トルコ語による要約

特許出願又は特許から生ずる権利は、特許登録簿に正規に登録されるまでは、第三者に対して行使することができない。

第 47 条 手数料納付期間及び効力

特許出願又は特許につき手数料附則に規定の手数料は、出願人、特許所有者又は代理人が納付するものとする。

手数料附則に規定されている納付すべき手数料に係る納付期間は、庁により事前に出願人、特許所有者又は代理人に通知されるものとする。

特定の手続についての手数料を本規則に規定の期間内に納付していない場合は、当該手続は、庁による出願人に対する通知時点では何らの効果及び結果も生じていないものとする。

特許付与手続に係る手数料が本規則に規定の期間内に納付していない場合は、特許出願は取り下げたとみなされる。

第 48 条 年金

手数料附則に規定されており、特許出願又は特許の保護を受けるために要件とされる年金は、保護期間全体において、毎年、満期日までに前納するものとする。満期日は、出願月日に対

応する日である。

前段落に規定の期間中に年金が納付されない場合は、当該年金は満期日に続く 6 月の期間内に納付することができる。ただし、手数料附則に規定の割増手数料が納付されることを条件とする。

第 2 段落に規定の期間内に年金が納付されない場合は、特許権は当該手数料納付のための期日に消滅するものとする。

第4部 実用新案登録証の出願

第49条 方式要件遵守についての出願審査及び公開

実用新案登録証出願の出願日が確定したときは、庁は、法律第42条から第52条まで、及び本規則第5条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条及び第15条に規定の方式要件の遵守につき、並びに、第18条から第25条までに規定の様式上の要件につき、出願を審査するものとする。

方式要件について審査したことにより、欠陥があること並びに出願の主題が法律第154条及び第155条の規定の範囲内でないことが判明した場合は、出願の処理を中断する。出願人は庁の決定を伝達され、当該決定の通知から3月以内に欠陥を修正するか又は庁に異論を提出するよう請求される。当該期間内に欠陥が修正されず、クレームにおいて変更がなされず、又は異論が提出されない場合は、出願は取り下げられたとみなす。

庁は、出願人の意見及び(あれば)変更を審査した後、最終決定を行うものとする。庁の最終決定は、実用新案登録証の交付対象をクレームの全体又は一部とすることができる。

方式要件についての審査が終了したときに欠陥が見当たらないか、又はそれが修正されている場合は、庁は、手続を継続する旨の庁の決定を出願人に伝達するものとし、また、出願は、第27条の規定により明細書、クレーム、及び(あれば)図面を公開することにより、公衆の閲覧に供される。その発表は、第27条に規定の様式及び条件の枠内で公開される。

第50条 庁の決定、実用新案登録証の交付及び公告

出願人が、異議申立に対する答弁書を提出した場合、必要な変更を行った場合、又は異議申立に係る答弁書提出が認められている期間が満了した場合は、庁は、第三者により提出される異議申立を考慮することなく、実用新案登録証を交付するか否かを決定し、その決定を出願人に通知し、手数料回報に規定の手数料を3月以内に納付することを請求するものとする。当該手数料が通知後3月以内に納付されない場合、又は更に3月の期間延長が請求されていない場合は、実用新案登録証は交付されず、出願は取り下げられたとみなされる。

第51条 特許に係る規定の実用新案登録証への適用可能性

実用新案に係る特定の規定が欠けている場合は、特許に係る規定が実用新案にも適用されるものとする。ただし、その様な規定が実用新案登録証の特性との整合性を欠いていないことを条件とする。

実用新案登録証の交付を求める期限は、審査を伴う及び審査を伴わない特許証の交付に対しても適用する。

第 5 部 最終規定

第 52 条 廃止規定

1955 年 9 月 21 日付官報第 9109 号に公布の工業所有権規定に係る施行規則は，ここに廃止する。

経過規定第 1 条 旧規定の適用

法律の施行前に提出された出願については，出願日に効力のあった法律の規定を適用するものとする。

法律の規定は，法律の施行前に取得され，登録簿に登録されているすべての権利を害することなく，移転，相続，及びライセンス行為に係るすべての手続について効力を有するものとする。

実施義務に係る法律第 96 条，第 97 条及び第 98 条の規定並びに特許期間に係る第 72 条の規定は，法律施行前に付与した特許にも同等に効力を有するものとする。

法律の施行前に提出された特許出願に係る累積手数料及び税金は，庁による追加通知を要することなく，本規則の施行後の満期時に支払われるものとする。

経過規定第 2 条 不納手数料及び欠陥書類

欠陥書類，並びに，法律第 551 号に関する施行規則及び庁の設立及び機能に関する法律第 544 号第 6 条/f 及び第 25 条により庁により管理される手数料附則に関する回報が施行される前の期間に納付されていない手数料は，当該回報の施行後 2 月以内に修正されるものとする。

経過規定第 3 条 年金の納付

手数料及び税金の不納の理由で失効した特許又は実用新案登録証は，過年度の累積手数料に係る庁の通知から 6 月以内に，該当する累積手数料をその額の 2 倍の割増手数料を加えて納付することによって，効力を回復するものとする。

経過規定第 4 条 調査報告書

庁が，技術水準に係る調査を実行する能力のある機関を設立するまでは，法律によって実行することを要する調査業務は，国際的認証を受けた調査機関によって実行されるものとする。特許協力条約の下で権限を有するとして分類されている国際調査機関又は出願若しくはトルコにおいて提出された出願の優先権の基礎である出願に関し，庁が協力協定を締結している他の機関により作成された調査報告書は，庁の手続上承認できるものとする。

当該機関により作成された調査報告書の庁による処理について手数料回報に規定されている手数料は，調査報告書の庁に対する提出と共に納付されるものとする。

調査報告書が英語以外の外国語で作成されている場合は，調査報告書と共にトルコ語翻訳文が提出されるものとする。

第 53 条 施行

本規則は，公布日に施行する。

第 54 条 執行

本規則の規定は，トルコ特許庁長官により執行される。